

令和8年度(2026年度)熊本県薬局賃上げ・物価支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 熊本県内の薬局における賃上げ・物価上昇に対する補助金（以下「補助金」という。）事業の実施については、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱（令和8年（2026年）2月26日付け医政発0226第11号・医薬発0226第2号厚生労働省医政局長・医薬局長連名通知。以下「実施要綱」という。）及び熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、保険薬局が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、従事者の処遇改善及び保険薬局における経営の改善に繋げるために予算の範囲内において補助することにより、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付対象は、本条のとおりとする。

(1) 賃上げ支援事業

健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険薬局コードが発行されており、令和7年（2025年）4月1日から本事業の申請時点までに調剤報酬請求の実績を有している熊本県内の保険薬局のうち、令和8年（2026年）6月1日時点で令和8年度（2026年度）診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する保険薬局を対象とする。

また、本事業における賃上げの対象者は、実施要綱「3. 診療所等賃上げ支援事業」の（4）で定める者（以下「対象職員」という。）とする。

(2) 物価支援事業

前号の対象となる保険薬局とする。

2 令和8年（2026年）1月1日において廃止している保険薬局（本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃止を予定している保険薬局を含む。）は、交付対象外とする。ただし、事業譲渡等による廃止であって譲受先において引き続き薬局を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表により算定するものとする。

(交付の申請、請求)

第5条 交付対象者がこの補助金の交付を希望する場合は、第1号様式に係る書類を添えて、知事が別に定める期日までに交付申請を行うものとする。なお、第3条第1項の事業ごとに申請することも可能とする。

- 2 規則第16条に規定する補助金の請求は、前項に定める第1号様式の提出をもって行われたものとする。
- 3 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象としない。
 - (1) 交付対象者及び交付対象施設の役員又は使用人が、暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 交付対象者が、業務上の行為により法令に違反し、令和7年(2025年)12月1日から申請日までの間に、行政処分を受けた者

(交付の決定)

- 第6条 知事は、交付申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、速やかに交付の決定をし、その金額を概算払するとともに、規則第6条の規定に基づき第2号様式によりその決定の内容を申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認められるときは、申請者に確認の上、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

- 第7条 規則第5条第1項第3号に定めるその他知事が必要と認める条件は、次のとおりとする。
- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) 補助金に係る証拠書類等の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
 - (4) 補助金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった場合又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと知事が認める場合には、交付された補助金を返還しなければならない。
 - (5) この補助金の交付を受けた者は、厚生労働省が行う、この補助金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。

(申請の取下げ)

- 第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までとする。

(実績報告、補助金の額の確定)

- 第9条 第3条の交付対象者は、令和9年(2027年)3月31日までにその補助対象事業の実績について、第3号様式により知事に報告するものとする。ただし、賃金等改善報

告書については、令和8年（2026年）8月1日までに、第3号様式別紙により知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適正であると認めるときは、規則第14条の規定に基づき第4号様式により交付確定を行うものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 知事は、交付対象者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、規則第17条第4項の規定に基づき第5号様式により交付対象者に通知し、既に補助金の交付を行っている場合は全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

（検査及び報告）

第11条 知事は、この補助金の適正な支出のため、必要に応じて交付対象者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。交付対象者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（補助金の返還）

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

（不当利得の返還）

第13条 知事は、補助金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付を行った補助金の返還を命ずるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第14条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第15条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和8年（2026年）3月19日から施行する。

【別表（第4条関係）】

（1）賃上げ支援事業

1 基準額	2 対象経費
所属する同一グループ内の保険薬局の数（※）として <ul style="list-style-type: none"> ・ 1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局 1施設×14万5千円 ・ 6店舗以上19店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局 1施設×10万5千円 ・ 20店舗以上（当該保険薬局を含む）である保険薬局 1施設×7万円 	対象職員の処遇改善に対応するために要する経費

※ 地方厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年（2025年）4月30日時点の数とする。以下（2）において同じ。

（2）物価支援事業

1 基準額	2 対象経費
所属する同一グループ内の保険薬局の数として <ul style="list-style-type: none"> ・ 1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局 1施設×8万5千円 ・ 6店舗以上19店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局 1施設×7万5千円 ・ 20店舗以上（当該保険薬局を含む）である保険薬局 1施設×5万円 	物価上昇に対応するために要する経費